

## 金融ADRあっせん人・仲裁人候補者

	氏名 ふりがな	<b>明石 一秀</b>  あかし かずひで
	事務所 住所 電話 F A X	隼あすか法律事務所 〒100-6004 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-5 霞ヶ関ビル 4階  03-3595-5900  03-3595-5901
主な経歴 （登録年月日，弁護士活動 や主な公益活動等）	1. 弁護士登録年月      1983 年 4 月 2. 委員会関係 金融ADR担当（2013.4月～） 3. その他（著書，公職など） 「金融商品と不法行為」（共編著・三協法規出版・2012.3） 「DDSの活用と金融取引」（会社法務A2Z・第一法規出版・2012.6） 「非公開化の法務・税務」（税務経理協会・2013.11） 「ブランド管理の法実務 商標法を中心とするブランド・ビジネスと法規制」（三協法規出版・2013.7） 明治大学法科大学院客員教授（2004.4～2010.3） みずほインベスターズ証券（現みずほ証券）監査役（2006.6～2012.12）日本電産コパル電子監査役（2010.6～2017.6） 事業再生実務家協会理事	
金融機関側・顧客側の別	金融機関側      ・      顧客側	
主な取扱い分野	金融機関からの依頼を受けて多数の再生案件（私的整理）処理 企業の組織再編・買収・業務提携サポート 不動産取引・開発に関連する法務 金融商品取引をめぐるトラブル	
あっせん人・仲裁人の メッセージ	話し合いの席に着くことが途を開くことがあります。 合理的な解決のためにお手伝いします	

東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会は，貴職からいただいた個人情報

報を以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

1. 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか、紛争解決センターでのあっせん・仲裁手続において、当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合、あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧、交付等による提供を行います。
2. 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し、当事者に提供することがあります。
3. 各種事務連絡、研修等ご案内を行うために利用することがあります。